高砂市議会定例会議案

議員提案議案

令和7年9月

目 次

	^°>``
高議第50号	高砂市議会ハラスメント防止条例を定めることについて1
高議第51号	高砂市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて … 7
高議第52号	議長の選挙について・・・・・・9
高議第53号	副議長の選挙について・・・・・・・11
高議第54号	常任委員会委員の選任について・・・・・・13
高議第55号	議会運営委員会委員の定数及び選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・15

高議第50号

高砂市議会ハラスメント防止条例を定めることについて

高砂市議会ハラスメント防止条例を次のとおり定めるものとする。

2025年(令和7年)9月9日提出

高砂市議会総務常任委員会委員長 芝 本 鎮 彰

高砂市条例第 号

高砂市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは、基本的人権の侵害であり、住民福祉及び議会活動に支障を来 し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。

よって、議会としての役割を十分に発揮するため、全ての議員並びに職員等及 び派遣労働者が個人としての尊厳を尊重し、相互信頼を深めることを通して、ハ ラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、 この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員間又は議員から職員等及び派遣労働者へのハラスメントの防止及び根絶のために必要な事項を定め、良好な職場環境を確保することにより、市政の効率的運用に寄与し、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他の誹謗、中傷、風評の流布等によりこれらを受けた者の人権を侵害し、又はその者を不快にさせる行為をいう。
 - (2) 職員等 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員(議会の議員を除く。)で、市に勤務するものをいう。
 - (3) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等 に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働 者で市の各機関を役務の提供先とするものをいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員から職員等若しくは派遣労働者へのハラス メントについて適用する。 (議長の責務)

- 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員、職員等 又は派遣労働者からハラスメントに関する相談又は苦情の申出を受けたときは、 必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 2 議長は、前項の相談又は苦情の申出に係るハラスメントを行った者が職員等 又は派遣労働者である場合において、事実関係の調査及び確認を行うために必 要であると認めるときは、市長に対して、当該相談又は苦情の申出に係る事実 関係を把握するよう要請するものとする。

(議員の責務)

- 第5条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理 観を持ち、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。
- 2 議員は、自身の言動にハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実に説明責任を果たさなければならない。
- 3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、当該事態を解決するよう努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 議長は、ハラスメントに関する相談又は苦情の申出の公正かつ円滑な解 決を図るため、議会事務局内に、ハラスメント相談窓口を置く。

(相談又は苦情の申出)

- 第7条 ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料する議員、職員等又は派遣労働者は、議長に対し、ハラスメント相談窓口を通じハラスメントに関する相談又は苦情の申出を書面(電子メール等を含む。)又は口頭により行うことができる。
- 2 議長は、前項の相談又は苦情の申出が職員等又は派遣労働者によるものであるときは、速やかに、その旨を市長に報告するものとする。

(事実関係の調査等)

第8条 議長は、前条第1項の相談又は苦情の申出を受けたときは、必要に応じて、当該相談又は苦情の申出をした者、当該相談又は苦情の申出に係るハラスメントに当たると認められる言動を行った議員その他の当該相談又は苦情の申

出に係る関係者に対し、事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

- 2 議長は、公正かつ適正な事実関係を把握するための調査及び事実関係の確認 を行うため、高砂市議会ハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 3 審査会は、前項に規定する調査及び確認を公正かつ適正に行うため、ハラスメント事案に関する専門的な知識及び経験を有する者を出席させ、意見を聴くものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、審査会の組織、委員その他審査会に関し必要な事項については、議長が別に定める。

(対応措置)

- 第9条 議長は、前条第2項に規定する調査及び確認の結果、審査会が議員によるハラスメントを確認したときは、速やかに、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 審査会は、前条第2項に規定する調査及び確認の結果、議員によるハラスメントを確認した場合において、政治倫理に関する重要な事項の審査又は調査が必要であると認めるときは、高砂市議会議員政治倫理条例(平成5年高砂市条例第29号)第5条第1項に規定する議員政治倫理特別委員会の設置を要請することができる。

(研修等)

第10条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な 研修等を原則として年1回以上実施しなければならない。

(プライバシーの保護)

- 第11条 ハラスメントに関する相談又は苦情の申出に関係する全ての者は、当該相談又は苦情の申出をした者、当該相談又は苦情の申出に係るハラスメントに当たると認められる言動を行った議員その他の当該相談又は苦情の申出に係る関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 議長は、第9条第1項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に 係る議員からハラスメントを受けた者及び関係者のプライバシーの保護に十分 配慮しなければならない。

(事業者等からの要請に係る措置)

第12条 議長は、議員からハラスメントを受けたとされる事案について、市と 業務委託契約その他の契約を締結している事業者、地方自治法(昭和22年法 律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者その他の市が行う事 業に関係する事業者等から必要な協力を求められたときは、この条例の規定に 準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(職務の代行)

第13条 議長が第7条第1項の相談又は苦情の申出の対象となったときは副議 長が、議長及び副議長がともに同項の相談又は苦情の申出の対象となったとき は議会運営委員会の委員長が、議長及び副議長並びに議会運営委員会の委員長 のいずれもが同項の相談又は苦情の申出の対象となったときは年長の議員が、 この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 議長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについ て適用する。

(検討)

3 議会は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の 状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必 要な措置を講ずるものとする。

高議第51号

高砂市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることに ついて

高砂市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

2025年(令和7年)9月9日提出

高砂市条例第 号

高砂市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

高砂市議会議員政治倫理条例(平成5年高砂市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) その地位を利用し、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他人権侵害のおそれの ある行為をしないこと。

附則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

高議第52号

議長の選挙について

高砂市議会議長の選挙を行うものとする。

2025年(令和7年)9月9日提出

高議第53号

副議長の選挙について

高砂市議会副議長の選挙を行うものとする。

2025年(令和7年)9月9日提出

高議第54号

常任委員会委員の選任について

高砂市議会常任委員会委員を選任するものとする。

2025年(令和7年)9月9日提出

総務常任委員会委員

文教厚生常任委員会委員

建設環境経済常任委員会委員

高議第55号

議会運営委員会委員の定数及び選任について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条及び高砂市議会委員会条例(昭和46年高砂市条例第37号)第4条に基づく高砂市議会議会運営委員会委員の定数を7人とし、委員を選任するものとする。

2025年(令和7年)9月9日提出